

聖籠町告示第 87 号

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 8 月 28 日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を来している中小企業者を支援することを目的とし、新潟県セーフティネット資金融資要綱（以下「県要綱」という。）第 7 条第 2 項の表第 8 項の融資（以下「県融資」という。）を受けた者に対して、予算の範囲内で当該県融資に係る負担利子の一部を補助金として交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成 23 年聖籠町規則第 33 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する法人又は個人をいう。

(2) 取扱金融機関 別表に掲げる金融機関の県内営業店をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付要綱（令和 2 年聖籠町告示第 88 号）の規定による利子補給を受ける場合は、この限りでない。

(1) 町内に事業所を有する中小企業者であること。

(2) 県融資を受けていること。

(3) 町税を完納していること。

(4) 聖籠町暴力団排除条例（平成24年聖籠町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（補助金の対象利子）

第4条 補助金の対象となる利子は、県融資に係るものとする。

（補助金の交付対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間（以下「対象期間」という。）は、県融資の融資期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象期間内において、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める日を対象期間の終期とする。

(1) 事業所を町外に移転した場合 移転した日

(2) 償還を怠った場合 約定に従い最後に償還した日

(3) 事業を休止し、又は廃止した場合 休止し、又は廃止した日

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までに取扱金融機関に支払った利子総額（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）に、貸付利率から0.9パーセントを差し引いた率を乗じ、当該貸付利率で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、取扱金融機関から県融資が実行された後、速やかに聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に同意書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、適当でないとき認めるときは、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第 9 条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業を休止し、若しくは廃止し、又は補助金の対象となる利子総額が変更となった場合は、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金変更交付申請書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金変更交付決定通知書(様式第 6 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係るものについて、翌年 1 月 31 日までに聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金実績報告書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金額確定通知書(様式第 8 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに聖籠町新型

コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、利子補給補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金について期限を定めて返還を求めるものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により利子補給補助金の交付決定を受けたとき。

（2） その他町長が利子補給補助金の交付を不相当と認めるとき。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和2年2月28日以降の融資に適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表

取扱金融機関	
第四銀行	北越銀行

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

事業所所在地

事業所名

代表者名

印

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付申請書

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金の交付を受けたいので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円

2 対象資金詳細

資金の名称	
融資借入額	円
借入期間	年 月 日 から 年 月 日まで
利率	年 %
金融機関名	

添付書類

- ・ 県融資を受けた内容がわかる書類（金銭消費貸借契約証書等の写し）
- ・ 返済予定表等の写し
- ・ 町税の完納証明書

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

事業所所在地

事業所名

代表者名

⑩

同 意 書

私は、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金の交付申請をするにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 聖籠町が当該補助金の申請に係る内容（償還状況等の情報を含む。）について、取扱金融機関に情報を提供し、又は金融機関から報告を求めること。

様式第3号（第8条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

様

聖籠町長

印

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金の交付について、下記のとおり交付することを決定したので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

様式第4号（第8条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

様

聖籠町長

印

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金の交付について、下記の理由により不交付と決定したので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

事業所所在地

事業所名

代表者名

㊞

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金変更交付申請書

年 月 日付け聖籠町指令第 号で交付決定のあった件について、下記のとおり変更したいので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第6号（第9条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名 様

聖籠町長 印

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金について、下記のとおり変更することに決定したので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 既交付決定額 円

3 変更交付決定額 円

様式第8号（第11条関係）

聖籠町指令第 号
年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

様

聖籠町長

㊟

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった実績報告書を審査した結果、内容を適当と認め
下記のとおり補助金の額を確定したので、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子
補給補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

事業所所在地

事業所名

代表者名

印

聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付請求書

年 月 日付け聖籠町指令第 号で額の確定のあった件について、聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関		支店名	
預金種別		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	-----		